

監査報告書

学校法人 高知理容美容学園

理事会 御中

評議員会 御中

私は、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人高知理容美容の寄附行為第9条の規定に従い、学校法人高知理容美容学園の令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)の、学校法人業の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った。

私は監査にあたり、理事会及び評議員会に出席するほか、私たちが必要と認めた監査手続を実施した。監査の結果、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認める。

令和6年 4 月 22 日

監査税理士

平井 雄一



監査報告書

学校法人 高知理容美容学園

理事会 御中

評議員会 御中

私は、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人高知理容美容の寄附行為第9条の規定に従い、学校法人高知理容美容学園の令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)の、学校法人業の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った。

私は監査にあたり、理事会及び評議員会に出席するほか、私たちが必要と認めた監査手続を実施した。監査の結果、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認める。

令和6年 4 月 22日

監事

高 芝 旬 一



監査報告書

学校法人 高知理容美容学園

理事会 御中

評議員会 御中

私は、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人高知理容美容の寄附行為第9条の規定に従い、学校法人高知理容美容学園の令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)の、学校法人業の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った。

私は監査にあたり、理事会及び評議員会に出席するほか、私たちが必要と認めた監査手続を実施した。監査の結果、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認める。

令和6年 4月 22日

監事

武田真知子

